

令和 7 年 度 事 業 計 画

これまで本会は公益社団法人として、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行ってきました。今年度は、これらの諸課題に一層と力強く取り組むとともに、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与し、公益法人にふさわしい事業に取り組めます。

以下、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業として具体的に計画した内容を示します。

I 産業廃棄物の適正処理のための法定事項の普及啓発及び不適正処理の防止を図る事業

1. 法定事項の遵守に向けた普及啓発

1) 産業廃棄物の適正処理推進事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等からの廃棄物処理の各種相談に応じ助言を行います。相談の対応は、廃棄物処理法に関する講演・執筆等を行っている役員及びその役員の監督指導の下、法人役職員が行います。

・各種講習会の実施協力

処理業者の態勢整備や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を普及促進するため、処理業者や排出事業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 3) 優良認定のながれ」、「(よくわかるシリーズ 4) 廃棄物のトリセツ」又は「(よくわかるシリーズ 5) 安全処理のすすめ」等により広く周知し、許可申請・優良産業廃棄物処理業者認定制度や廃棄物・安全衛生管理に関する助言を行うとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の各種講習会等の実施に協力します。

なお、その実施にあたっては、従来のオンライン講義及び会場受験による方式と並行して、対面講義及び会場受験による方式でも進められます。

・収集運搬車両表示板の普及啓発

産業廃棄物の収集運搬基準の遵守徹底を図るため、排出事業者や収集運搬業者等を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 2) 運搬のルール」等により広く周知し、収集運搬や積替保管の方法等に関する助言を行うとともに、本会が作成する「収集運搬車両表示板」の頒布を行います。

・建設廃棄物処理委託契約書の普及啓発

産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底を図るため、排出事業者等を対象に、本会作成のパンフレット「建設廃棄物 3R・適正処理の手引き」により広く周知し、解釈や運用に関する助言を行うとともに、建設業界で多く使用されている「建設廃棄物

処理委託契約書」等の頒布を行います。また、その形態として電子データでの提供が可能とするよう、発行元・仕入先である建設六団体副産物対策協議会・建設資料普及センター等と協議し、早期実現に努めます。

- ・フェニックス埋立処分場の申込支援

適正で安定した産業廃棄物の最終処分を確保するため、排出事業者や中間処理業者等を対象に、パンフレット「大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）」等の頒布を通じ、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する公共関与型の埋立処分場への申込みを支援します。

- ・令和 5 年度から令和 7 年度までの労働災害防止計画の拡大実行

産業廃棄物処理に係る安全衛生水準の底上げを図っていくため、引き続き、別紙計画で示した取組みについて対象範囲を非会員にまで拡大し実行します。

2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発

マニフェスト制度の普及啓発のため、マニフェストの頒布を行うとともに、廃棄物処理法や関係法令の周知を行い、廃棄物の適正処理の周知と不適正処理防止を図ります。

- ・電子マニフェストの加入促進及び既加入者への対応強化

電子マニフェストの加入を促進するため、排出事業者や処理業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 1) マニフェストのしくみ」等により広く周知し、運用に関する助言や導入事例の紹介を行うとともに、希望者の加入を支援します。また、インターネット上で動画情報を提供し、「産業廃棄物送り状」を頒布する等、既加入者への対応も強化し、その定着を図ります。

2. 不適正処理の防止に向けた取組み

会員が保有の車両等に本会の名称をプレート表示して、府域をブロックごとに 4 回程度巡視し、不適正処理の状況把握に努め、必要に応じて行政機関に報告し、その未然防止及び不適正処理の早期是正を図ります。

3. 産業廃棄物の適正処理推進に関する調査研究

①循環経済（サーキュラーエコノミー）を促進するための調査研究

廃棄物の素材や製品の特性を踏まえつつ、排出事業者と処理業者の動・静脈企業が連携し、求められる品質・量の再生材が再び排出事業者に還元され、これを活用する仕組みを構築していくための調査研究を行い、引き続き、必要に応じて行政機関に意見を提出します。

なお、その実施にあたっては、処理業者を排出事業者による脱炭素に向けた取組みにも貢献する高度な資源循環のパートナーとして位置付け、新たな価値創造により産

業廃棄物処理業の振興を図ることを展望とします。

②廃棄物処理に係る業務従事者の安定確保に向けた調査研究

国内における労働人口の減少と高齢化が進む中で、産業廃棄物処理業の維持に及ぼしている影響について調査し実態を把握します。また、その過程において、雇用対象の範囲拡大や雇用形態・条件の柔軟化、業務の一部自動化による労働負担の低減等を図り、問題の改善に成功している事例を収集し情報提供します。一方、新卒者や第二新卒者をはじめとする求職者に対しては、産業廃棄物処理業のやりがい、従事内容の例、標準的なキャリアアップの流れ等を説明して業界への関心及び理解を促し、就職とその定着に繋げるための機会・手法について検討します。

③今後の廃棄物処理のあり方に関する意見交換会の実施

廃棄物処理法に関する諸課題や総合環境事業としての産業廃棄物処理業の可能性に対する考えを整理しながら、今後の廃棄物処理のあり方について、適宜、大阪府等と意見交換を図るための勉強会を実施します。また、意見交換を進めていく中で、統計データの収集・整備に係る大阪府等との連携についても、引き続き、協議します。

4. 研修会、講習会等の開催

1) 廃棄物処理法に関する基本事項習得のための講習会の開催

廃棄物処理法や関係法令に関する実務レベルの知識・技能の習得を目的とした「廃棄物管理士講習会」を6回程度（定員300名程度）開催します。

2) 事業者の資質向上を図るための研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する排出事業者や処理業者の資質の向上を図るため、各種研修会を企画・開催します。

種類	回数	定員
優良認定推進研修会	1回程度	20名程度
産廃塾	1回程度	20名程度
BCP策定啓発セミナー	1回程度	50名程度
リスクアセスメント推進研修会	1回程度	50名程度
廃棄物収集作業向上研修会	1回程度	50名程度
施設見学会	1回程度	50名程度
廃棄物管理士応用実務セミナー	1回程度	20名程度
合計	7回程度	260名程度

5. その他

上記1から4までの事業に附随するものとして、次のようなことも行います。

①書籍等の編集発行

産業廃棄物の適正処理推進のための書籍等を編集し、発行します。

種類	部数	備考
Clean Life Vol. 96	—	電子版機関誌
Clean Life Vol. 97	—	電子版機関誌
Clean Life オンライン	—	電子版速報紙（適宜配信）
廃棄物管理士講習会テキスト	900 部	2025 年度版（改訂）
manifestoのしくみ	1,500 部	普及啓発用冊子（増刷）
優良認定のながれ	1,000 部	普及啓発用冊子（増刷）
廃棄物のトリセツ	500 部	普及啓発用冊子（増刷）
廃棄物収集作業マニュアル（第3版）	—	映像教材（新規オンライン配信）

②委員の派遣

産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、関係機関・団体等が実施する会議の委員に役職員を派遣します。

II 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修事業

1. 優良事業者育成のための産廃フォーラムの開催協力

持続可能な循環型社会の形成、並びに地球環境の保全を目指し、優良事業者の育成及び優良事業者が社会的に受け入れられやすい環境の整備を図るため、一般府民への教育研修を旨として、公益社団法人全国産業資源循環連合会青年部協議会主催の「第13回全国大会近畿 IN 大阪」の実施に全面協力します。

2. 調査研究に基づく優良事業者の育成

先進的な産業廃棄物の管理体制や処理・リサイクル技術を有する優良事業者の育成を目指して、これらの先進的な取組みについて調査研究します。

・廃棄物処理先進事例調査

実地調査の成果を、適宜、速報として電子版機関誌「Clean Life」に掲載します。

なお、連載が一定数に達した段階で、それらを取りまとめ、調査研究業績書「廃棄物法制等普及促進シリーズ」として発行する予定です。

・産業廃棄物処理における脱炭素に向けた取組調査の実施協力

温室効果ガス対策に向けた処理業者の取組状況とこれに対する排出事業者の意識や展望を把握し、こうした課題解決に資する情報として整理又は考察したものを提供することで、処理業者が温室効果ガス対策に取り組む上での支援やその促進に繋げていくことを目的とした公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施の書面・対面

調査に協力します。

3. 環境の保全活動の推進に対する助成

環境の保全と産業廃棄物処理の適正化推進を図るため、ホームページ等での公募により、環境問題の啓発及び環境教育のための事業や産業廃棄物の適正処理を推進する事業等に対して、環境基金運営委員会による厳正な審査を経て助成を行います。

Ⅲ 産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進事業

産業廃棄物処理において求められる事務管理について、処理業者のための電子契約に係る所要のシステム「OSK-sign（電子契約エントランスシステム）」を整備し、これを業界標準として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底、ひいては産業廃棄物のさらなる適正処理の推進及び確保を図ります。

また、電子契約による産業廃棄物の処理の委託を広く促進し、その定着を図るため、啓発セミナーの企画開催や「OSK-learning（動画コンテンツ配信システム）」による教育コンテンツのオンライン配信等を行います。

Ⅳ 災害廃棄物の処理の支援等の事業

大阪府との間において締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」等に基づいて、地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等並びにこれらの混合物の撤去、収集運搬、処理・処分、その他必要な事業について、府内市町村及び一部事務組合に協力し、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理等を支援します。

また、その支援がより円滑で適切なものとなるよう、処理業者に対し協力可能な資機材等を定期的に事前調査、把握するとともに、府内市町村等との間においては同様の協定を個別かつ直接に締結していくための協議を進め、演習形式による関係機関・団体等との訓練の成果を通じ、大阪府作成の「公益社団法人大阪府産業資源循環協会との災害廃棄物処理業務委託手続きマニュアル」も踏まえ、府内市町村等に向けた本会作成の「災害廃棄物処理等の協力支援体制に係る規程」及び「災害廃棄物処理等協力支援マニュアル」の周知徹底を図るための説明会を開催します。

Ⅴ 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

1. 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布

産業廃棄物の適正処理の推進や処理業の経営強化に有用な書籍・資料が刊行・発表されたときは、これらを購入・入手し、会員に配布します。

2. 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

会員及び会員の従業員の活気を養うため、各位の懇親や親睦を深める会を開催します。

併せて、賛助会員が、他の会員に向けて、自社の事業や商品・サービス等を紹介する展示・交流の場を設けます。

VI 組織の強化（法人管理ほか）

1. 入会の促進

未入会の排出事業者や処理業者に向けて、あらゆる機会に入会を促し、また会員に対する様々な支援にも努めて本会の維持を図ります。とりわけ、排出事業者による入会を積極的に進めることにより、あらゆる業種の事業者が産業廃棄物の適正処理に貢献できるための団体として本会を発展させていきます。

2. 各種表彰の推薦等

表彰候補者を選考し、関係機関・団体等による表彰に推薦するほか、本会による表彰も行います。

3. 理事会・委員会等の運営

本会が実施しようとする事業の企画、決定、管理のため、必要な会議を開催します。

4. 新たなホームページの調整・補充

現状に即す多様な活用や利便性に配慮したものとして刷新しているホームページの新たな機能等を調整し、引き続き、必要に応じて補充します。

5. 各種規程等の整備

本会が定める規程、規則、要綱、要項、要領等について、既定のものは本来の目的と運用の実態に照らして必要な見直しを行い、また不足のものが判明した場合は、これを速やかに整備します。

6. 職員の資質向上

職員を本会内外の研修やセミナー等（オンライン方式を含む。）に派遣して、これまで以上に相談指導能力、調査研究能力、企画調整能力、会計処理能力等の向上を図り、事務機能の強化に努めます。

**公益社団法人大阪府産業資源循環協会における
令和 5 年度から令和 7 年度までの労働災害防止計画**

制定 令和 5 年 3 月 22 日

1. はじめに

公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）にあつては、令和 5 年度からの 5 年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第 3 次労働災害防止計画」（以下「第 3 次労働災害防止計画」という。）を策定し、令和 9 年に死傷災害 996 人・死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、本会においては、大阪府内の労働災害の発生状況と安全衛生活動のアンケート調査結果から、第 3 次労働災害防止計画期間の上半期（令和 5～7 年度）で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

なお、第 3 次労働災害防止計画期間の下半期（令和 8～9 年度）については、当該計画に係る上半期事業を点検した上で実施すべき事項を定める。

2. 目標

（1）令和 9 年の死亡者数をゼロにする。

（2）令和 9 年の休業 4 日以上之死傷者数を、平成 24～26 年の実績平均に比して 20%以上減少させる。

（平成 24～26 年の平均：41 件 → 令和 9 年の目標：32 件以下）

【参考】 産業廃棄物処理業における災害発生状況 災害発生件数／大阪府下休業 4 日以上の件数（大阪労働局労働基準部安全課提供）

- 平成 23 年：43 件
- 平成 24 年：30 件
- 平成 25 年：44 件
- 平成 26 年：48 件
- 平成 27 年：41 件
- 平成 28 年：60 件
- 平成 29 年：60 件
- 平成 30 年：63 件
- 令和 元年：87 件
- 令和 2 年：52 件
- 令和 3 年：88 件
- 令和 4 年：81 件

- 令和 5 年：83 件
- 令和 6 年：59 件（令和 7 年 1 月時点速報値）

3. 重点実施事項

- (1) 経営トップが所信表明を行った会員企業数を増加させる。
- (2) 安全衛生規程を整備している会員企業数を増加させる。
- (3) 産業廃棄物処理業界において発生件数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）について、会員企業による件数を減少させる。

4. 令和 5 年度から令和 7 年度までの活動目標

2 に示す目標を達成するため、令和 5 年度から令和 7 年度までの活動目標を次のとおり設定する。

- (1) **重点実施事項** 経営トップが所信表明を行った会員企業数を令和 5 年度に比して 10% 以上増加させる。
(令和 5 年度： 74 社 → 令和 7 年度： 82 社以上)
- (2) **重点実施事項** 安全衛生規程を整備している会員企業数を令和 5 年度に比して 10% 以上増加させる。
(令和 5 年度： 50 社 → 令和 7 年度： 55 社以上)
- (3) **重点実施事項** 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒の発生件数を減少させた会員企業数を令和 5 年度に比して 10% 以上増加させる。
(令和 5 年度： 20 社 → 令和 7 年度： 22 社以上)
- (4) 会員企業への安全衛生活動に係るアンケート調査の回答数を令和 5 年度に比して 5% 以上増加させる。
(令和 5 年度： 172 社 → 令和 7 年度： 181 社以上)
- (5) 本会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を令和 5 年度に比して 5% 以上増加させる。
(令和 5 年度： 138 社 → 令和 7 年度： 145 社以上)

【参考】 本会が実施する安全衛生事業（独自資料による啓発）

- 『産業廃棄物処理業に関する BCP 策定ガイドライン（第 2 版）』
- 『産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析（第 2 版）』
- 『安全処理のすすめ』（動画コンテンツを含む。）

■ 『廃棄物収集作業マニュアル（第3版）』（動画コンテンツを含む。）

(6) 本会が実施する安全衛生研修会に参加している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：64社 → 令和7年度：68社以上)

【参考】本会が実施する安全衛生研修会

- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー
- 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会
- 廃棄物収集作業向上研修会

(7) 連合会が提供する安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：107社 → 令和7年度：113社以上)

(8) 安全衛生パトロールを実施している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：78社 → 令和7年度：82社以上)

(9) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：97社 → 令和7年度：102社以上)

(10) リスクアセスメントを実施している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：61社 → 令和7年度：65社以上)

(11) 労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数を令和5年度に比して5%以上増加させる。

(令和5年度：111社 → 令和7年度：117社以上)

5. 令和5年度から令和7年度までの活動目標を達成するための本会における取組み

4(1)～(11)に示す令和5年度から令和7年度までの活動目標を達成するための具体的方策を、次のとおり設定する。

(1) **重点実施事項** 経営トップの意識改革を図る。

- ① 会長が第3次安全衛生推進宣言を行うことにより労働安全を高めることへの強い意志を表明し、会員企業の事業主（以下「事業主」という。）に対して安全衛生活動の強化を呼びかける。
- ② 連合会が作成した『産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説（令

和 3 年 5 月改訂版)』(以下「モデル安全衛生規程及び解説」という。)には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、本会が実施する安全衛生研修会のうち、とりわけ事業主に対するモデル安全衛生規程及び解説を教材とした研修会を積極的に開催する。

- ③ 安全衛生に係る問題点や課題等を事業主に整理してもらうため、連合会が提供する安全衛生活動の支援ツールのうち、とりわけ『安全衛生チェックリスト(平成 30 年 7 月改訂版)』(以下「チェックリスト」という。)の積極的な周知徹底を事業主に対して図る。
- ④ 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関及び関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を提供することにより、事業主の安全に対する意識を高める。
- ⑤ 平成 29 年度に定めた「安全衛生表彰要綱」に基づく表彰制度に従い、安全衛生に係る優良な事業主を表彰する。

(2) **重点実施事項** 安全衛生規程の整備促進を図る。

- ① 安全衛生規程を整備することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② モデル安全衛生規程及び解説の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ③ 連合会が安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>) 上で提供する「安全衛生規程作成支援ツール(令和元年 5 月更新)」(以下「規程作成支援ツール」という。)の活用について、本会のウェブサイト安全衛生サイトへのリンクを張り、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ④ 理事会や危機管理委員会(以下「委員会」という。)に所属する会員企業等の整備状況を把握し、安全衛生規程の整備事例として、未整備である会員企業への情報提供を行う。

(3) **重点実施事項** 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒の防止促進を図る。

- ① 会員企業に対して、作業計画時におけるリスクアセスメントの確実な実施を呼びかける。
- ② 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関及び関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等、会員企業への有益な情報提供を行う。
- ③ 連合会が提供する労働災害情報について、本会のウェブサイトや定期刊行している『Clean Life』(以下「機関誌」という。)と『Clean Life オンライン』(以下「メルマガ」という。)を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への情報提供を行う。
- ④ 本会のウェブサイト、厚生労働者のウェブサイト「STOP! 転倒災害プロジェクト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) 等へのリン

クを張る。

(4) 会員企業に向けた安全衛生活動に係るアンケート調査の回答促進を図る。

- ① 機関誌とメルマガを併用して会員企業へ適宜依頼し、回答数の増加に努める。
- ② 本会が実施する安全衛生事業や安全衛生研修会等を通じて回答の協力を呼びかける。
- ③ 定期的に委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(5) 本会が実施する安全衛生事業の認知向上を図る。

- ① 会長が第 3 次安全衛生推進宣言を行うことにより労働安全を高めることへの強い意志を表明し、会員企業に対して本事業の強化と協力を呼びかける。
- ② 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関及び関係団体と連携し、大阪府内の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を提供することにより、会員企業の安全に対する意識を高める。
- ③ 本事業について、本会のウェブサイトや機関誌とメルマガ等を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への情報提供を行う。
- ④ 本事業の周知徹底を目的とした安全衛生ポスターを作成する。
- ⑤ 本事業の強化を目的として、平成 29 年度に定めた「安全衛生表彰要綱」に基づく表彰制度に従い、安全衛生に係る優良な事業所や役員・従業員を表彰する。
- ⑥ ⑤に加え、労働安全衛生分野に係るコンサルタント等専門家の知見と協力を得ながら令和元年度に刊行した『安全処理のすすめ』（令和 4 年度に作成した動画コンテンツを含む。）を普及促進するとともに、③のとおり情報提供を行う。
- ⑦ ⑤に加え、会員企業が排出事業者から廃棄物情報の提供を受けられやすくなるようにするため、令和 4 年度に作成した啓発用チラシを普及促進するとともに、③のとおり情報提供を行う。
- ⑧ 定期的に委員会を開催し、本事業の推進を図る。

(6) 本会が実施する安全衛生研修会の参加促進を図る。

- ① 本研修会について、本会のウェブサイトや機関誌とメルマガ等を併用して従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② 本研修会以外に本会が実施する研修会、セミナー、イベント等で案内用チラシを配布する等、会員企業への周知徹底を図る。
- ③ 行政機関等の窓口案内用チラシを置く等、本研修会の周知徹底を目的とした協力を当該機関等へ依頼する。
- ④ 大阪労働局労働基準部安全課や中央労働災害防止協会等の各種専門機関及び関係団体に講師派遣を依頼し、研修内容の強化充実を図る。
- ⑤ 産業廃棄物処理業者が取り組んでいる安全衛生活動に係る情報を広く収集し、参考事例や事故事例の発表等を通じた会員企業への有益な情報提供を行う。
- ⑥ 本研修会でアンケート調査を実施する等、参加者からの意見・感想等を十分に分析し、研修の内容や回数、開催時間等について改善の余地がないか検討する。

- ⑦ 定期的に委員会を開催し、本研修会の推進を図る。

(7) 連合会等が提供する安全衛生活動の支援ツールの認知向上を図る。

- ① 本支援ツールについて、連合会が作成した『安全衛生活動に係るパンフレット（令和2年5月改定）』を活用する等、会員企業への有益な情報提供を行う。
- ② 本会のウェブサイト、安全衛生サイト（連合会）及び職場のあんぜんサイト（厚生労働省）へのリンクを張る。

【参考】各ウェブサイト上で提供されている支援ツール

■ 安全衛生サイト（連合会）

「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」

<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>

「規程作成支援ツール」

<https://www.zensanpairen.or.jp/kitei/form.html>

■ 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

「リスクアセスメントの実施支援システム」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html

「労働災害事例」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html

- ③ 安全衛生サイト（連合会）及び職場のあんぜんサイト（厚生労働省）上で提供されている支援ツール等の活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ④ その他映像ツール「安全・健康で働くために」（<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/movies/>）等の紹介を通じて未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進を図る。

(8) 会員企業における安全衛生パトロールの実施促進を図る。

- ① 経営トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- ② 連合会が作成したチェックリストの活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供を行う。
- ④ 定期的に委員会を開催し、安全衛生パトロールの推進を図る。

(9) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施促進を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、本会が実施する安全衛生研修会や本会のウェブサイト等を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ② (7)②のとおり、本会のウェブサイト、安全衛生サイト（連合会）及び職場のあ

んぜんサイト（厚生労働省）へのリンクを張る。

- ③ 産業廃棄物処理業者から「ヒヤリ」又は「ハット」した事例等の情報を広く収集し、会員企業への有益な情報提供を行う。
- ④ 定期的に委員会を開催し、ヒヤリ・ハット活動の推進を図る。

(10) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施促進を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル』と『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして！！～』（同資料編を含む。）や連合会が作成した講義用パワーポイント資料等を適宜活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた安全衛生研修会を継続的に開催する。
- ② (7)②のとおり、本会のウェブサイトには安全衛生サイト（連合会）及び職場のあんぜんサイト（厚生労働省）へのリンクを張る。
- ③ 導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を推進する。
- ④ 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を広く収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供を行う。
- ⑤ 定期的に委員会を開催し、リスクアセスメントの推進を図る。

(11) 会員企業における安全衛生管理体制の構築促進を図る。

- ① 安全衛生管理体制を構築することの必要性について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて従前以上の広範で積極的な会員企業への周知徹底を図る。
- ② (7)②のとおり、本会のウェブサイトには安全衛生サイト（連合会）及び職場のあんぜんサイト（厚生労働省）へのリンクを張る。
- ③ 安全衛生管理体制の構築に有益なモデル安全衛生規程及び解説や規程作成支援ツールの活用について、本会が実施する安全衛生研修会を通じて会員企業への普及啓発を図る。
- ④ 労働安全衛生法令により事業場の規模別に構築が求められている安全衛生管理体制について、未構築である会員企業への情報提供を行う。
- ⑤ 理事会や委員会に所属する会員企業等の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の構築事例として、未構築である会員企業への情報提供を行う。

以上